

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、結婚直後の昭和54年4月頃に、夫が私の国民年金の任意加入手続を行ってくれたので、国民年金保険料を納付していた。

昭和57年1月中旬に2度目の転居をし、夫がすぐに転居先の市の市役所で転入手続を行い、同時に私の国民年金の住所変更手続も行ってくれた。転居後の国民年金保険料は、同年2月頃に自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付した記憶がある。

国民年金に加入してからは、4回の転居に伴う住所変更手続及び第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への切替手続など、その都度きちんといき、国民年金保険料の未納は無いように納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月中旬に申立人の夫が転居先の市の市役所で申立人の国民年金に係る住所変更手続等を行い、同年2月頃に申立人が送付されてきた納付書を使い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳から、申立人は国民年金の住所及び被保険者資格の変更手続を適切に行っていたと認められる。

また、申立人は、結婚後の昭和54年4月から61年3月まで国民年金に任意加入しており、申立期間を除き、国民年金加入後の国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられ、しかも、1回、かつ3か月と短期間である当該期間について、保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月及び同年11月
② 平成17年1月及び同年2月

私の妻は、昭和50年12月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされているが、この頃、子供が小さかったため妻が自宅におり、集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。

また、申立期間②の国民年金保険料が未納とされているが、私の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が昭和50年12月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。これについては、申立期間①当時申立人が居住していた区では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①は、2か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付により納付済みとなっていることが国民年金被保険者名簿により確認することができる。

さらに、申立人は、申立期間①の後の国民年金保険料を27年以上の長期間にわたり納付している上、口座振替を利用するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、当該期間は、保険料収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの期間、同年10月から59年3月までの期間、同年6月から60年3月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和59年6月から60年3月まで
④ 昭和60年12月から61年3月まで

私は、昭和54年7月頃、区役所で国民年金の任意加入手続を行った際、窓口の人から将来のために付加年金の加入を勧められたので付加年金にも加入した。

国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を、私が2か月ごとに納付書により金融機関又は郵便局で納付していた。

申立期間①から④までの定額保険料を納付していながら付加保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月頃に国民年金及び付加年金の加入手続を行い、定額保険料に加えて付加保険料を金融機関又は郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立期間に近接する昭和57年2月及び同年3月の欄に国庫金納付書の発行を示す記号である

「K」が記載されており、同期間の国民年金保険料については、同年5月以降に過年度納付するほかない記録となっている一方、オンライン記録では、付加保険料を現年度納付したことを示す記号である「B」と記録されていることから、行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人が付加年金を納付する者でなくなった旨、及び改めて付加年金の加入を申し出た旨の処理がなされていないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①から④までの付加保険料を除く国民年金加入期間の国民年金保険料及び付加保険料が全て納付済みとなっている上、国民年金への任意加入、付加年金への加入及び口座振替による保険料納付を行っていることから保険料の納付意識は高かったと認められるとともに、申立期間①から④までについては、それぞれ4か月、6か月、10か月及び4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年12月まで
② 昭和48年1月から49年3月まで
③ 昭和51年6月及び同年7月

私は、国民年金加入手続後の国民年金保険料は、自身で、銀行で納付していたと思う。転居してからは、私が、夫婦二人分の保険料を銀行で納付しており、申請免除の手続を行った記憶は無い。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A区に転居してからは、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、昭和48年4月以降の期間については、申立人及び申立人の元夫の保険料の納付状況が同一であることが、申立人及び申立人の元夫の特殊台帳並びにA区の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、A区の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料の納付記録欄によると、申立期間①及び②のうち、昭和47年12月から48年3月までの期間について、申立人の元夫は、保険料が納付済みとされていることが確認でき、申立人のみが未納又は免除とされているのは不自然である。

2 一方、申立人の特殊台帳によると、申立人は、昭和47年12月に、A区に転居しており、申立期間①のうち、44年10月から47年11月までの期間はB区及びC区に居住していたことが確認できる。上記1のとおり、A

区に居住していた同年12月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料が納付されていたものと推認できるものの、申立期間①のうち、B区及びC区に居住していた期間については、同様に推認できるだけの事情は見当たらない上、申立人は、保険料の納付についての記憶が定かではなく、当時の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立人は、転居後は、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人と同様に、申立人の元夫の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳も、申立期間②のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間は申請免除、申立期間③は未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間①のうち昭和44年10月から47年11月までの期間、申立期間②のうち、48年4月から49年3月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで

昭和 46 年 10 月頃、私の母親が、町役場で、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、昭和 53 年に結婚して A 市へ転居した際に、付加年金のことを知り、老後に年金を少しでも多く受け取れるならとの思いで、自宅近くの役所の窓口で付加年金の加入手続きを行い、毎月の国民年金保険料と一緒に 400 円の付加保険料を納付してきた。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年に結婚して A 市へ転居した際に、付加年金のことを知り、付加年金の加入手続きを行ったと述べているところ、確かに、同市の国民年金被保険者名簿、その後に転居した B 市の年度別納付状況リスト、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳から、申立人が、同年 6 月に、付加年金に加入していたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間の定額保険料を全て納付し、10 年以上にわたり付加保険料を納付している上、住所変更手続きを適切に行っていることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、10 か月と短期間である申立期間の付加保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月5日は9万6,000円、18年7月5日及び同年12月5日は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年7月5日
③ 平成18年12月5日

A社から支給された賞与のうち、申立期間①から③までの賞与が年金記録に反映されていない。賞与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から③までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与月額範囲内であることから、これらの標準賞与月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が保管している賞与支払明細書（控）において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、平成17年12月5日は9万6,000円、18年7月5日及び同年12月5日は9万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から③までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 9 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月までは 1 万円、同年 6 月から 40 年 8 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 21 日まで

私は、中学校の紹介で昭和 38 年 4 月に A 社に入社し、40 年 9 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。会社の所在地や同僚の名前も覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した中学校の卒業生台帳には、申立人が昭和 38 年 3 月 25 日に同校を卒業し、A 社に就職した旨の記載がある上、申立人の記憶する同僚は、「申立人は、昭和 38 年 4 月に入社し、私と同じ仕事をしていた。3 年ぐらい勤務していたと思う。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が相違している者が、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40 年 9 月 21 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の同僚は、当時 A 社には、申立人と同姓同名の者はいなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40 年 9 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月までは 1 万円、同年 6 月から 40 年 8 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から60年3月まで

私は、20歳の頃は大学生であったが、母親が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

その後、父親の金融機関口座からの振替により、母親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、申立人が20歳であった昭和54年*月頃、国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする母親は、当該期間に係る国民年金の加入手続に関しての記憶が定かではなく、申立人の当該期間当時の国民年金の加入状況が不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、60年4月に行われたものと推認される。

また、申立人が述べる方法により、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の父親の金融機関口座からの振替により申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付するための手続を行ったとする母親は、当該期間の口座振替による保険料の納付手続に関する記憶が定かではないことに加え、申立人及び母親が、当該期間の保険料と一緒に振替により納付していた

と主張している金融機関からの回答によると、当該口座からは、当該期間当時、申立人の母親の保険料が振り替えられていたことが確認できるものの、申立人の保険料が振り替えられていた記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6717

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から54年3月まで

私の父親は、時期ははっきり分からないが、私の国民年金の加入手続きを行い、私が20歳になった昭和51年*月から大学を卒業した54年3月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。大学卒業後も、父親が、私の保険料を引き続き納付してくれており、現に、57年4月から59年5月までの父親名義の預金通帳では、当該期間当時国民年金に加入していた家族全員の保険料が口座引落しで納付されていることが確認できることから、学生時代の保険料も、父親が同様に納付してくれていたと思う。私は、学生時代に、父親から、「(国民年金保険料を)払っているからな。」と聞いており、卒業時に領収書を受け取ったことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、当該期間当時同居していた母親からも証言を得ることが困難であるなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は当該期間当時大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は申立人が大学を卒業後の昭和54年4月と記載され、

オンライン記録でも、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は任意の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から53年3月まで

私は、会社を退職した昭和50年7月に、国民健康保険の加入手続を区役所で行い、同年8月には国民健康保険を使ったのを憶えているので、国民年金の加入手続も一緒に行っていたものと思っていた。しかし、現在所持している年金手帳に記載されている姓と住所を見ると、国民年金の加入手続は、結婚時の同年9月頃に、国民健康保険とは別に区役所で行ったのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料については、当初、私が納付書により夫婦二人分の保険料を銀行で納付していたが、保険料の月額及び納付頻度は憶えていない。その後、時期は不明だが、夫婦二人分の保険料を口座振替で納付するよう変えた。昭和50年9月に結婚してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、夫は納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和50年9月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行ったのではないかと思うと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、53年4月頃と推認され、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が主張するとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期までを通じ同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付していたので、遡ってまとめて納付したことはないと述べている上、申立人は、国民年金の加入手続、保険料額及び納付頻度に関する記憶が明確ではなく、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から12年3月までの期間、13年3月、14年7月及び19年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月から12年3月まで
② 平成13年3月
③ 平成14年7月
④ 平成19年2月

私は、結婚後の昭和52年1月頃、老後の安定した生活のため、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入当初は市役所で納付していたが、途中から銀行や郵便局で毎月納付していた。私は、納付していたはずと思っていた期間でも、後から納付書が送られてきたときは、同納付書で必ず納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付していたはずと思っていた期間でも、後から納付書が送られてきたときは、同納付書で必ず納付したと主張しているが、具体的な納付時期を憶えておらず、納付書が送られてきた時期や同納付書で納付した期間などの記憶も明確ではないなど、申立期間①から④までの保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の夫が会社を退職し、昭和59年4月から国民年金に加入した後も、申立人及びその夫の国民年金保険料は、それぞれ個別に納付していたと述べている。しかし、オンライン記録によると、保険料の納付日が確認できる同年7月から、申立期間①前後の期間を含む平成13年2月までの190か月の間、同一日に納付されていることが確認でき、同一日に保険料が納付されているその夫も、申立期間①から④までの期間の保険料が未

納である。

さらに、申立期間①から④までの期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6720

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私が20歳となった昭和48年*月頃、当時勤務していた会社の社長が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

私の国民年金保険料については、寮生活をしていた他の従業員と同様に、保険料相当額を給与からの天引きにより、社長が納付してくれていた。

申立期間当時、一緒に寮生活をしていた先輩二人が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の国民年金の加入手続等を行ったとする社長は既に他界しているため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は昭和50年4月であると推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、遡って保険料を納付した旨を聞いた記憶は無いと述べている。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 62 年 9 月まで

私の母親が、区役所で、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、郵便局又は金融機関で、納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、母親が納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出処理日から、平成元年 11 月から同年 12 月までの間と推認でき、その時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間から手帳記号番号が払い出された時点までを通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年8月までの期間、同年10月及び49年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年8月まで
② 昭和48年10月
③ 昭和49年1月から60年3月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和48年7月に勤務先の会社を退職後、A町（当時）にある実家に居住しており、国民年金の加入手続については覚えていないが、実家に納付書が届いていれば、町役場の出張所で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間③について、私は、49年7月に結婚と同時に、B区の区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月に会社を退職後、A町の町役場の出張所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずであり、49年7月に結婚と同時に、B区の区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区からその後転居したC区において払い出された手帳記号番号であり、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60年4月と推認できる。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和60年4月の時点において、申立期間①、②及び申立期間③の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するための前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出され、その元夫の当該期間の保険料も未納となっており、申立期間③後である昭和 60 年 4 月以降の保険料が納付済みとなっている。

加えて、申立期間は合計で 138 か月に及ぶ上、申立人は複数の市区町村に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 46 年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、自宅に来ていた集金人に両親及び私の 3 人分を私が就職するまで一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和 46 年*月に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親からは、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの期間、平成3年12月から4年3月までの期間、同年4月、5年4月及び13年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から61年3月まで
② 平成3年12月から4年3月まで
③ 平成4年4月
④ 平成5年4月
⑤ 平成13年12月

申立期間①について、私は、出産を契機に会社を辞め、その時に前夫の扶養となったので、前夫の会社が国民年金への切替手続きを行ってくれていたはずだが、被保険者資格期間が途中からになっていて不自然である。

申立期間②から⑤までの期間の国民年金保険料の納付については、具体的な時期や金額は覚えていないが、再就職が決まった時に市役所に行って、保険料が未納となっている期間について教えてもらったので、その時にまとめて納付した。年金手帳には支払記録があるのに、年金事務所から送付されてきた記録では保険料を納付していないことになっている。

私が国民年金保険料を支払ったことは、年金手帳にも記録として残っているのだから、納付した記録になっていないことがおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤めていた会社を退職し、その頃、前夫の会社が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、昭和61年4月から同年7月まで頃と推認できる。

また、申立期間①は、記録上、国民年金の未加入期間であり、当該期間当時、申立人は厚生年金保険の被保険者の妻であったため、上述の加入手続時期と推認される時点において、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②から⑤までの期間について、戸籍の附票によると、申立人は申立期間②の始期である平成3年12月から、A市に住民登録を行っていたことが確認できるものの、申立人が所持する年金手帳の最初の「住所」欄には、申立期間②より前に居住していたB区の住所が記載されており、その下の「変更後の住所欄」には、14年6月に、A市に住所変更をした旨が記載されているなど、申立期間②から⑤までの期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡がうかがえない。

また、上述の平成14年6月の時点において、申立期間②から④までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立期間⑤は、13年12月16日から同年同月21日までの期間であり、その前後は厚生年金保険の被保険者資格期間であることから、国民年金法第11条の2により、同月は国民年金第1号被保険者期間とはならず、保険料の納付対象期間とはならない。

さらに、申立期間⑤は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、同番号に基づき、国民年金の記録管理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

- 3 申立期間は5回に及び、特に申立期間②から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

このほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6725 (事案 5590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月

私は、平成3年11月に会社を退職後に、市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同支所で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない旨申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかった。

今回、平成3年11月に居住していた住所地を管轄していた社会保険事務所(当時)で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡がないか再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月に市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金の被保険者資格は、12年7月に3年11月まで遡って取得していることがオンライン記録により確認でき、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、ii) また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、平成3年11月に居住していた住所地を管轄していた社会保険事務所で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡がないか調査してほしいと主張しているため、当委員会において改めて調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた

形跡は無く、申立人が申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難いことから、今回の申立ては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 5 月に A 社に入社し、45 年 3 月に退職するまで勤務していた。社会保険事務所（当時）に確認した際、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、「B 社の被保険者名簿に記載が無い。」との回答があった。しかし、会社の正確な名称は「A 社」であり、また、所在地も C 区 D であったと思われる。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社の業務に関する説明が、同僚の同社の業務に関する説明と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社 E 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A 社の人事担当者及び同僚の氏名を記憶しておらず、複数の同僚も申立人について記憶が無いとしていることから、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の申立期間に係る記録が無い。

さらに、A 社 E 事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人の記載が無く、申立期間において整理番号に欠番が見当たらない。

加えて、F 厚生年金基金を継承している G 企業年金基金及び企業年金連合会は、「申立人に係る加入員記録は無い。」と回答している上、H 健康保険組合も、「申立人に係る被保険者記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料

を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月頃から44年12月頃まで
② 昭和50年1月頃から54年11月頃まで

夫は、申立期間①については、A社においてB職として勤務し、申立期間②については、仕事の内容は不明だが、C社に勤務していた。A社及びC社で厚生年金保険に加入していたはずだが、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に勤務していた複数の同僚の証言から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和41年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日より前の期間については、適用事業所となっておらず、同日以前から勤務していた同僚に照会したものの、同社が新規適用事業所となる前の期間において保険料の控除があったことをうかがわせる供述を得られない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前

は無く、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、申立人の妻が記憶する同僚に厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及びC社に勤務していた複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社の元役員は、「申立人は嘱託であり、給与は出来高払いであった。」と述べており、同僚も「申立人の給与形態はほかの者と異なっていた。」と供述している。

また、上記の元役員は、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたと供述しており、C社における複数の同僚の厚生年金保険及び雇用保険の記録の調査においても、同社は、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いをしていたことがうかがえるところ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、オンライン記録によると、申立人は、昭和39年12月1日から54年12月22日までの期間において国民年金に加入し、申立期間①及び②において一部未納期間を除き、保険料納付済期間及び申請免除期間となっており、このうちの納付済期間については、特殊台帳により、保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、平成 10 年 9 月 30 日まで勤務していた。入社以来、給与が下がることは無く、毎年昇給していたにもかかわらず、ねんきん定期便によると、実際の給与額に比べて低い標準報酬月額になっていることに納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給料は下がったことが無く、20 万円から 24 万円ぐらいもらっていた。」と主張している。

しかし、A 社の元事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っていないと回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A 社で人事を担当していた同僚は、自身の標準報酬月額について、「特に変だとは感じていない。」と述べている。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、遡及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月頃から同年 10 月 1 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社にB職として勤務した期間のうち、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 2 月 23 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録は最近見付かったが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。労働経歴書及びC年金裁定請求書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された労働経歴書、C年金裁定請求書及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、A社に入社してしばらくは、給与は日払いであったと述べているところ、申立期間当時、同社において事務を担当していた同僚は、現場作業員については、入社後数箇月間の給与は日払いであり、この間は厚生年金保険に加入させず保険料も控除していなかった旨述べている。

また、A社に係る商業登記の記録は確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている事業主は連絡先が不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与書類等を確認することができない。

なお、申立人は、上記、労働経歴書及びC年金裁定請求書に記録されているA社における勤務月数と厚生年金保険の被保険者期間が相違していることを根拠に申立てを行っているところ、C年金制度を運営しているD協会は、「C年金制度において、厚生年金保険の被保険者であることは、加

入要件とはなっていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

平成 5 年 7 月 9 日から 8 年 8 月 31 日までの期間、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同年 9 月 1 日からは、別の会社に転職したが、引き続き厚生年金保険料は控除されていたはずなので、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人の離職日は、平成 8 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、B 社は、「当時の資料が残っておらず、当時の担当者もいないため、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかは不明。」と回答していることから、申立人の A 社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C 健康保険組合から提出のあった申立人に係る健康保険被保険者加入記録及び D 厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において、資格喪失年月日がいずれも平成 8 年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年8月25日から20年8月頃まで
夫の被保険者記録を確認したところ、学徒勤労働員によりA社B工場(現在は、C社D工場)で勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。学校史に年金の保険料と考えられる「貯金」として10円が差し引かれていたとの記事がある。資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する申立人の名前が記載された同窓会名簿及び文献から、申立人が学徒勤労働員によりA社B工場で勤務したことは認められる。

しかしながら、C社D工場は当時の資料を保管しておらず、同窓会名簿及び文献に記載されている同窓生に照会したが、事業主による厚生年金保険料(当時の名称は、労働者年金保険料)の控除の有無についての証言は得られない上、勤労働員学徒に該当する同窓生の中に厚生年金保険被保険者記録がある者は確認できない。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号(通年勤労働員学徒指定)により、厚生年金保険の被保険者たらざる者として指定されており、厚生年金保険の被保険者から除外されている。

さらに、学徒勤労令(昭和19年8月23日勅令第518号)及び学徒勤労令施行規則(昭和19年8月23日文科、厚生、軍需省令)においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 39 年 9 月 29 日から 43 年 4 月 16 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2回の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和43年11月26日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 24 日から 40 年 10 月 25 日まで
A社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、同社に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前のB社に係る厚生年金保険被保険者期間についても、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで
昭和 47 年 3 月に A 社に入社し、B 職として平成 2 年 9 月まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、昭和 58 年 10 月から 59 年 6 月までの標準報酬月額が 38 万円と記録されており、従前額 41 万円と比較して低下していることに納得できない。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、記憶している給与額に見合う標準報酬月額より低額であると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する申立期間に係る給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（昭和 58 年 10 月は 41 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月から 59 年 6 月までは 41 万円）は、58 年 11 月を除きオンライン記録により確認できる標準報酬月額（38 万円）よりも高額であるものの、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（8,692 円）に見合う標準報酬月額（16 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（38 万円）より低額である。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から2年10月21日まで

私は、A社に設立当初から勤務していた。申立期間の標準報酬月額が、それまでの41万円から15万円に大幅に下がっているが、会社における地位、業務内容、給与面に変化は無かったので、厚生年金保険の記録を支給総額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においても地位、業務内容、給与面に変化は無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっている。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、平成元年7月の随時改定により標準報酬月額が41万円から15万円に減額されたことから、同年7月に受給権が発生し、同年11月に裁定されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7748 (事案 7428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 2 日から 38 年 11 月 2 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から同年 9 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 21 日から 43 年 1 月頃まで

私は、A社にB職として勤務した申立期間①、C社にD職として勤務した申立期間②、及びE社（現在は、F社）のD職として勤務した申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、勤務が確認できないなどの理由により、記録の訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、長期間無職であったことは無く、継続して勤務をした。実際に勤務していた期間より被保険者期間が短期間となっているのは納得できないため、新たな資料は無いが、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社で勤務した複数の従業員に照会したものの、当該期間における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかったこと、及び申立人が記憶している先輩の厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 8 月 1 日であること、申立期間②については、C社で勤務した複数の従業員に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかったこと、及びG新聞の 39 年 4 月の求人広告により同社に入社したと供述しているが、同新聞に、同年 4 月には求人広告は見当たらず、同年 9 月 14 日に求人広告が確認できたこと、申立期間③については、E社で勤務した複数の従業員に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態を記憶している従業員はいなかったこと、及び申

立人は退職後同社が倒産したとしているところ、事業主は 41 年 5 月に決済不能になり倒産したと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 1 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは新たな資料の提供は無く、申立期間①については、A社に昭和 37 年 11 月に入社した時には、自身の妹が高校生であったと記憶していると述べているが、当該妹は、当時高校就学年齢に達していない。

また、当該期間にA社で勤務した従業員 11 人に新たに照会したが、当該期間における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかった。

申立期間②については、当該期間にC社で勤務した従業員 10 人に新たに照会したが、当該期間における申立人の勤務実態について記憶している従業員はいなかった。

申立期間③については、今回、新たに、F社が保管している厚生年金保険・健康保険被保険者台帳における申立人の資格取得日及び資格喪失日とオンライン記録が一致することが確認できた。

また、申立人は、E社在籍期間中に2度クリスマスを迎えたと述べているが、2度目のクリスマスは、申立人の同社に係る被保険者記録から判断すると、昭和 41 年のクリスマスであったと考えられる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7749

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 4 月 30 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 6 年 7 月及び同年 8 月は 36 万円、同年 9 月から 8 年 3 月までは 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 4 月 30 日より後の同年 5 月 8 日付けで、9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係業務は、父（平成 11 年死亡）である会長に任せていたので私には分からないが、経営状態は厳しかったので、保険料の滞納はあったと思う。社会保険事務所（当時）から呼出しがあり、会長が相談に出向いていたと思う。」と述べているものの、「会長から、平成 8 年 4 月 30 日で厚生年金保険をやめることになったため、給与天引きも行わないことを社員へ伝えるように指示され、私から社員へ説明した。」とも供述していることから、A社の代表取締役であった申立人が標準報酬月額の減額について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 4 月 28 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務していた期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金支給報告書作成済・資格第二係」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和23年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえしない。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間直後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、B社を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえしない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。